

事務連絡  
令和5年5月8日

各  
〔 都 道 府 県 〕  
〔 保 健 所 設 置 市 〕 衛生主管部（局） 御中  
〔 特 別 区 〕

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

### 新型コロナウイルス感染症に関する事務連絡の廃止について

新型コロナウイルス感染症について、令和5年5月8日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置付けが5類感染症に変更されました。

新型コロナウイルス感染症に関する対応等を示した下記の事務連絡を廃止することとしましたので、ご了知の上、関係者に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容については、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、健康局結核感染症課及び医薬・生活衛生局食品監視安全課と調整済みであることを申し添えます。

### 記

#### 【廃止する事務連絡】

- ・「新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る協力依頼について」（令和2年1月23日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策について」（令和2年3月25日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症に対する検疫の強化について」（令和2年4月3日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）
- ・「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年7月28日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）

事務連絡  
令和2年1月23日

各〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕 衛生主管部局 御中  
〔特別区〕

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

### 新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る協力依頼について

中華人民共和国湖北省武漢市で集団発生の報告があった非定型肺炎について、世界保健機関（WHO）は1月14日、当該肺炎患者の検体から新型コロナウイルスが検出されたと認定しました。

武漢市をはじめ、各地で新型コロナウイルスに関連した肺炎であると診断された患者数は、1月22日時点で445名（うち死亡が9名）であり、1月15日には日本国内においても武漢市への滞在歴がある方1名に関し、新型コロナウイルスが陽性であったことが確認されました。

1月24日からは春節を迎えて、多数の中国人旅行者の訪日が予想され、宿泊施設滞在中に当該肺炎を発症する可能性もあるため、下記について貴管内の旅館業営業者及び関係団体に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、貴自治体の感染症担当部局と適宜連携を図っていただきますようお願い申し上げます。

### 記

1. 宿泊者に対し、宿泊者名簿への正確な記載を働きかけるとともに、保健所が行う疫学調査等の宿泊者に関する状況把握に協力すること。
2. 宿泊者に対し、新型コロナウイルスに関する情報提供を行うとともに、発熱かつ呼吸器症状（咳等）の発症（以下「発症」という。）時には必ず宿泊施設側に申し出るよう伝えること。
3. 宿泊者が、宿泊施設滞在中に発症を申し出た場合、事前に医療機関へ連絡した上で受診するよう勧めること。
4. 3.により、医療機関での診察を希望した宿泊者に対しては、医療機関の紹介等の支援を行うこと。
5. 宿泊施設の従業員に対しては、咳エチケットや手洗い等、通常の感染対策を推奨すること。特に、3.の発症の申し出があった当該宿泊者に対応した従業員は、マスクの着用、症状が認められた際の医療機関での受診等適切な対応をとること。

事務連絡  
令和2年3月25日

各〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕  
〔特別区〕

衛生主管部局 御中

厚生労働省健康局結核感染症課  
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課  
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

#### 新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策について

新型コロナウイルス感染症に関しては、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）において、市民や事業者の皆様へ、最も感染拡大のリスクを高める環境（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場）での行動を十分抑制していただくことが重要とされています。

また、若者世代は、新型コロナウイルスへの感染による重症化リスクは高くない一方、無症状又は症状が軽い方が、本人は気づかずに感染を広げてしまう事例が多く見られるとされています。

いわゆる「ライブハウス」については、上記3つの条件が同時に重なる可能性があり、また、若者世代の利用が想定されるところであり、先般、大阪のライブハウスにおいて患者百名を超えるクラスター（患者集団）の発生が報告されています。

つきましては、興行場法（昭和23年法律第137号）又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）による許可を受けて営業している、いわゆる「ライブハウス」の情報を感染症、生活衛生及び食品衛生担当部局間で共有し、別添1の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」の抜粋及び「感染対策のあり方の例」を当該事業者へ周知徹底するとともに、感染防止の取組が適切に講じられるよう、御指導方よろしく申し上げます。

なお、警察庁からも別添2のとおり発出されていますので御承知置きください。

## 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年3月19日）

**I. はじめに**

(省略)

**II. 状況分析等**

(省略)

**III. 提言等**

## 1. 政府及び地方公共団体への提言

(省略)

## 2. 市民と事業者の皆様へ

### (1) 3つの条件が同時に重なった場における活動の自粛のお願い

これまでに明らかになったデータから、集団感染が確認された場に共通するのは、①換気の悪い密閉空間であった、②多くの人々が密集していた、③近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声が行われたという3つの条件が同時に重なった場ということが分かっています。例えば、屋形船、スポーツジム、ライブハウス、展示商談会、懇親会等での発生が疑われるクラスターの発生が報告されています。

皆さんが、「3つの条件が同時に重なった場所」を避けるだけで、多くの人々の重症化を食い止め、命を救えます。

### (2) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されません。誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況であることを受け止めてください。

報道関係者におかれましては、個人情報保護と公衆衛生対策の観点から特段の配慮をお願いします。

感染症対策に取り組む医療従事者が、差別等されることのないよう、市民等は高い意識を持つことが求められます。

### (3) 積極的疫学調査へのご協力のお願い

この感染症との闘いは、今後一定期間は続き、国内で急速な感染の拡大を抑制できたとしても、流行地から帰国する邦人や来日する外国人からの感染も増える見込みのため、さらに警戒を強める必要があります。

感染者、濃厚接触者の方々は、保健所による積極的疫学調査にご協力ください。詳しい行動歴を調査することで感染源を突き止め、他の感染者を早期に発見することが感染拡大の防止のために不可欠となります。

また、事業者におかれましては、集団感染が発生した場合には、その情報を公開することにご協力ください。速やかな情報の公開が、感染者の早期発見につながります。

#### (4) 高齢者や持病のある方など重症化リスクの高い皆様へのお願い

新型コロナウイルスの国内ならびに海外での分析によっても高齢であれば比較的健康であっても感染し、重症化する可能性が高いことがわかっています。また、持病にも様々なものがありますが、できるだけ良好なコントロールをしていただくようにし、また感染リスクを下げるような行動をお願いします。また通常の予防接種も、感染症の複合にならないために重要です。

これまでは外出機会の多かった方におかれましても、今後は感染リスクを下げるよう注意をお願いします。特に、共有の物品がある場所、不特定多数の人がいる場所などへの訪問は避けてください。なお、外出機会を確保することは日々の健康を維持するためにも重要になります。お一人や限られた人数での散歩などは感染リスクが低い行動です。

#### (5) 高齢者や持病のある方に接する機会のある職業ならびに家庭の方へのお願い

高齢者や持病のある方に接する機会のある、医療、介護、福祉ならびに一般の事業者で働く人は一層の感染対策を行うことが求められます。発熱や感冒症状の確認ならびに、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなどの対応が当分の間求められます。

これまでの国内外の感染例でも、家庭内での感染の拡大はよくみられています。同居の家族、特に、そのご家庭の高齢者を訪問される際には、十分な体調確認を行った上で、高齢者の方と接していただくようにしてください。

#### (6) 若者世代の皆様へのお願い

若者世代は、新型コロナウイルス感染による重症化リスクは高くありません。しかし、無症状又は症状が軽い方が、本人は気づかずに感染を広めてしまう事例が多く見られます。このため、感染の広がりをごできるだけ少なくするためには、改めて、3つの条件が同時に重なった場に近づくことを避けていただきますようお願いいたします。特に、オーバーシュート（爆発的患者急増）のリスクを高めるのが、「3つの条件が同時に重なる場」を避けにくい状況が生じやすい、「全国から不特定多数の人々が集まるイベント」であることもわかってきました。イベントそのものがリスクの低い場で行われたとしても、イベントの前後で人々が交流する機会を制限できない場合には、急速な感染拡大のリスクを高めますので、十分に注意して行動してください。

また、ご自身が新型コロナウイルスに罹患した場合やその家族等が罹患した場合並びに発熱等の風邪症状が見られる場合には、ご自身の経過観察をご自宅で継続するとともに外出を避けるように徹底してください。

#### (7) 医療従事者の皆様へのお願い

今後、患者数の漸増やオーバーシュート（爆発的患者急増）が起こると、感染症指定医療機関等だけでは対応が困難となりますので、多くの医療機関（診療を原則行わない

医療機関を除く)が新型コロナウイルス感染症の診療を行うこととなります。その際、地域における医療機関ごとの役割分担(軽症者は在宅療養、重症者は高次医療機関、その他は診療所や一般医療機関で診療するなど)を踏まえ、医療ニーズの低減努力(一般患者の外来受診間隔を開ける、ファクス処方利用、待機的入院・手術の延期等)をお願いいたします。また、各医療機関におかれましては、それぞれの診療継続計画に基づき、医療従事者の適切な配置等をご検討ください。医療につきましては、新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議「平成25年6月26日(平成30年6月21日一部改訂)新型インフルエンザ等対策ガイドライン」のVI医療体制に関するガイドラインが準用可能ですのでご参照ください。

## (8) PCR検査について

新型コロナウイルス感染症においては、医師が感染を疑う患者には、PCR検査が実施されることになっています。また、積極的疫学調査において検査の必要性がある濃厚接触者にもPCR検査が実施されます。このように適切な対象者を検査することで、新型コロナウイルスに感染した疑いのある肺炎患者への診断・治療を行っているほか、濃厚接触者の検査により、感染のクラスター連鎖をとめ、感染拡大を防止しています。すでに、検査受け入れ能力は増強されており、今後も現状で必要なPCR検査が速やかに実施されるべきと考えています。今後は、わが国全体の感染状況を把握するための調査も必要です。

なお、PCR検査法は優れた検査ではありますが、万能ではなく感染していても陽性と出ない例もあります。したがって、PCR検査のみならず、臨床症状もあわせて判断する必要があります。また、迅速診断法や血清抗体検査法などの導入により、より迅速で正確な診断が期待されています。

## (9) 大規模イベント等の取扱いについて

2月26日に政府が要請した、全国的な大規模イベント等の自粛の成果については、その効果だけを取り出した「まん延防止」に対する定量的な効果測定をできる状況にはないと考えていますが、専門家会議としては、以下のような観点から、引き続き、全国的な大規模イベント等については、主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められると思います。

全国規模の大規模イベント等については、

- ①多くの人一堂に会するという集団感染リスクが想定され、この結果、地域の医療提供体制に大きな影響を及ぼしかねないこと(例:海外の宗教行事等)
- ②イベント会場のみならず、その前後などに付随して人の密集が生じること  
(例:札幌雪まつりのような屋外イベントでも、近辺で3つの条件が重なったことに伴う集団感染が生じていること)
- ③全国から人が集まることに伴う各地での拡散リスク、及び、それにより感染者が生じた場合のクラスター対策の困難性

(例：大阪のライブハウス事案（16 都道府県に伝播）)

④上記のリスクは屋内・屋外の別、あるいは、人数の規模には必ずしもよらないことなどの観点から、大規模イベント等を通して集団感染が起こると全国的な感染拡大に繋がると懸念されます。

このため、地域における感染者の実情やその必要性等にかんがみて、主催者がどうしても、開催する必要があると判断する際には以下①～③などを十分注意して行っていただきたい。

しかし、そうしたリスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期をしていただく必要があると考えています。

また仮にこうした対策を行っていた場合でも、その時点での流行状況に合わせて、急な中止又は延期をしていただく備えも必要です。

①人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施、

②密閉空間・密集場所・密接場面などクラスター（集団）感染発生リスクが高い状況の回避、

③感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力などへの対応を講ずることが求められます。

(別添「多くの人に参加する場での感染対策のあり方の例」参照)

#### (9) 事業者の皆様へのお願い

以下の事項に留意して、多様な働き方で働く方も含めて、従業員の感染予防に努めてください。

- ・労働者が発熱などの風邪症状が見られる際に、休みやすい環境の整備
- ・テレワークや時差通勤の活用推進
- ・お子さんの学校が学級閉鎖になった際に、保護者である労働者が休みやすいように配慮
- ・感染拡大防止の観点から、イベント開催の必要性を改めて検討
- ・別添「多くの人に参加する場での感染対策のあり方の例」の2) クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避のための取組に準じて、従業員の集団感染の予防にも十分留意してください。
- ・海外出張で帰国した場合には、2週間は職員の健康状態を確認し、体調に変化があった場合には、受診の目安を参考に適切な対応を取るよう職員への周知徹底をしてください。

#### IV. 終わりに

この状況分析・提言については、今後、国際的な状況、新規感染者数の動向、国民や行政に知らせるべき新たな重要な知見等が生じた場合に、政府が、「緊急事態宣言」の発動も

含めた必要な対応が迅速かつ果断にとれるよう、適宜、必要に応じて検討を行い、見直しを行うものとします。

## 別添

### 【多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例】

#### 1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施

- 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
- 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
- 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
- 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
- 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
- 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
- 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
- 飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用させる」など）

#### 2) クラスタ（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
- 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等

#### 3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

- 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
- 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。

#### 4) その他

- 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
- 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。

※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。

警察庁丁保発第68号  
令和 2 年 3 月 24 日

一般社団法人 ライブハウスコミッション  
代表理事 殿

警察庁生活安全局保安課長

新型コロナウイルス感染症に係る感染防止の措置について（依頼）

新型コロナウイルス感染症について、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和 2 年 3 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議発表。以下「状況分析・提言」といいます。）において、「最も感染拡大のリスクを高める環境」は、「①換気の悪い密閉空間、②多くの人々が密集していた、③近距離での会話や発声が行われた」という「3つの条件が同時に重なる場」であるとされており、それら3つの条件が重なった場における活動の自粛がお願いされています。

特定遊興飲食店営業においては、人が密集した環境での遊興、飲食等、これら「3つの条件」のいずれか又はその全てを満たす可能性があるところです。

特にライブハウスについては、実際に大阪府内のライブハウスがクラスター（集団）感染の場となった例が確認されています。

また、若者世代は、新型コロナウイルス感染による重症化リスクは高くない一方、無症状又は症状が軽い方が、本人は気づかずに感染を広げてしまう事例が多く見られるとされています。

感染拡大防止のための取組の参考となるよう、別添のとおり、状況分析・提言の一部抜粋を送付いたしますので、皆様におかれましては、これを踏まえた適切な対応に御配慮願います。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する情報については、厚生労働省等のウェブサイトですら随時更新されておりますので、適宜参照いただき、最新の措置を講じていただくようお願いいたします。

事 務 連 絡  
令和 2 年 4 月 3 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部局 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

### 新型コロナウイルス感染症に対する検疫の強化について

今般、諸外国における新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、水際対策の強化として、令和 2 年 4 月 3 日午前 0 時以降に本邦に來航する飛行機又は船舶を対象とした検疫の強化を行い、全ての国・地域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所での 14 日間の待機及び国内における公共交通機関の使用自粛を要請することとしております。

つきましては、14 日間の待機要請を受けたことのみを理由として宿泊を拒むことはできません（旅館業法第 5 条）ので、その旨ご留意の上、関係者への周知を図るとともに、適切にご対応いただけるよう、ご指導方よろしく願いいたします。

なお、令和 2 年 3 月 27 日付けの当課事務連絡は廃止します。

事務連絡  
令和2年7月28日

各 〔 都道府県  
保健所設置市  
特別区 〕 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
医薬・生活衛生局生活衛生課

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

今般、「サービス産業消費喚起事業（Go To トラベル事業）」が本年7月22日から開始されており、観光庁において当該事業における宿泊事業者の参加条件等として、「旅行者に検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、週末も含め帰国者・接触者相談センターに連絡し、その指示に従い、適切な対応をとること」等が示されているところです。

宿泊事業者からの相談は、休日・夜間に多くなることが見込まれます。

相談体制の整備については、「今後を見据えた保健所の即応体制の整備について」（令和2年6月19日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等によりお示ししているところですが、以下の事項にご留意の上、土日祝日も含め、24時間の電話受付が可能な体制を整備していただくとともに、外部からの電話相談に対し、確実に対応できる体制となるよう、改めてお願いいたします。

- ・全庁的な協力体制の下、必要な人員体制を確保し、土日祝日も含め、24時間の受付が可能な電話連絡先を設定すること
- ・上記の体制構築に際しては、都道府県単位での集約化、外部委託の活用が可能であること
- ・電話連絡先については、新型コロナウイルス感染症対策を行っている部署だけでなく、庁内で広く共有しておくことで、担当職員以外の者が電話を受けた場合でも、適切な電話連絡先が案内可能な体制とすること
- ・上記に際しては、自動応答や自動転送などのICTの活用などが可能であること
- ・土日祝日、夜間の電話連絡先等について、ホームページ等でわかりやすく公表すること

また、旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応については、

- ・「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月5日付け健感発0205第1号・薬生衛発0205第1号厚生労働省健康局結核感染症課及び医薬・生活衛生局生活衛生課課長通知）
- ・「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年6月26日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡。以下「6月事務連絡」という。）
- ・「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について【補足】」（令和2年7月22日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課及び観光庁観光産業課事務連絡。以下「7月事務連絡」という。）

において、営業者が日頃留意すべき事項、新型コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生した場合の対応、感染が疑われる宿泊者に接触対応した場合等の従業員の対策等についてお示ししているところです。

(参考)

- ・ 6月事務連絡（抜粋）

宿泊客がチェックインする際に、検温を行い37.5度以上の熱や咳・咽頭痛の症状がある場合には、本人の同意を得た上で、保健所に連絡し、その指示に従うこととする。

- ・ 7月事務連絡（抜粋）

宿泊客がチェックインする際に、検温を行い37.5度以上の熱や咳・咽頭痛の症状がある場合には、本人の同意を得た上で、保健所に連絡する際、休日や夜間など、最寄りの保健所への連絡がつかない場合には、各自治体において設置されている「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター」に連絡し、その指示に従うこととする。

今般、関連通知及び事務連絡も含めて改めて周知しますので、宿泊施設の関連部局とも連携の上、宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について、遺漏がないようお願いいたします。